

名古屋市上下水道局における現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行について

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する受注者の代理人であり、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐が義務付けられています。

しかしながら、昨今、通信手段の発達により工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることから、施工体制の合理化の要請に配慮し、一定の要件を満たす場合には例外的に常駐を要しないこととすることができるとされており

ます。

当局においても、一定の要件を満たす場合は常駐義務を緩和することができるものとして試行的に実施しますので、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 . 内容については、上下水道局公式ウェブサイトに掲載しています「名古屋市上下水道局における現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行について」をご参照ください。
(https://www.water.city.nagoya.jp/category/notice_j/index.html)
- 2 . 対象となる工事は設計図書に「現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する特記仕様書」が添付されたものです。

＜お問い合わせ先＞

上下水道局技術本部計画部技術管理課

(土木工事) 土木基準係 (052) 889-1055

(設備系工事) 施設基準係 (052) 889-4794